

の額」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第二項」と、同項第五号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、「同法第三百十三条第三項」とあるのは「地方税法第三百十三条第三項」とする。

(条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の賦課の特例)

第九条 被保険者であつて租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の条約適用配当等に係る配当所得を有するものについては、第十七条第二項第二号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第二項」と、同項第三号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法第三百十三条第九項」とあるのは「地方税法第三百十三条第九項」とする。

2 被保険者又はその属する世帯の世帯主であつて租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の条約適用配当等に係る配当所得を有するものについては、第十七条第四項第一号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、

三二頁

「同条第二項」とあるのは地方税法第三百十四条の二第二項」と、同項第二号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法附則第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法第三百十三条第三項」とあるのは「地方税法第三百十三条第三項」と、同項第三号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法附則第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項第四号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項第五号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法第三百十三条第三項」とあるのは「地方税法第三百十三条第三項」とする。

(法附則第十四条第一項の市町村に係る保険料の賦課の特例)

第十条※3 平成二十年度及び平成二十一年度における法第四百四条第二項の規定によりこの広域連合が法附則第十四条第一項の厚生労働大臣が定める基準に該当する市町村として別表第〇【規則】に定めるもの（以下この条において「特定市町村」という。）に住所を有する被保険者（第八条に規定する特定居住被保険者を

三二頁

除く。以下「特定市町村居住被保険者」という。）に対して課する保険料の賦課額は、第八条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 当該賦課額は、特定市町村居住被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、特定市町村居住被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

二 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等（第九条ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等）に特定市町村所得割率を乗じて得た額とする。

三 前号の特定市町村所得割率は、この広域連合の被保険者一人当たりの療養の給付等に要する費用に対する特定市町村の被保険者一人当たりの療養の給付等に要する費用の割合として算定した率（以下この条において「給付費比率」という。）に、一から給付費比率を控除した率に六分の三（※4）を乗じて得た率を加えた率に所得割率を乗じて得た率を下回らないものとする。

四 第一号の被保険者均等割額は、給付費比率に、一から給付費比率を控除した率に六分の三（※4）を乗じて得た率を加えた率に第十條に定める基準により算定された被保険者均等割額を乗じて得た額を下回らないものとする。

五 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の第三号の特定市町村所得割率は、何とする。

六 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の第四号の被保険者均等割額は、何円とする。

七 第一号の賦課額は、五十万円を超えることができない。

2 平成二十二年度及び平成二十三年度における法第百四条第二項の規定によりこの広域連合が特定市町村居住被保険者に対して課する保険料の賦課額は、第八条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 当該賦課額は、特定市町村居住被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、特定市町村居住被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

二 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等（第九条ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等）に特定市町村所得割率を乗じて得た額とする。

三 前号の特定市町村所得割率は、給付費比率に、一から給付費比率を控除した率に六分の四（※5）を乗じて得た率を加えた率に所得割率を乗じて得た率を下回らないものとする。

四 第一号の被保険者均等割額は、給付費比率に、一から給付費比率を控除した率に六分の四（※5）を乗じて得た率を加えた率に第十条に定める基準により算定された被保険者均等割額を乗じて得た額を下回らないものとする。

五 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の第三号の特定市町村所得割率は、何とする。

六 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の第四号の被保険者均等割額は、何円とする。

七 第一号の賦課額は、五十万円を超えることができない。

3 平成二十四年度及び平成二十五年度における法第四百四条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が特定市町村居住被保険者に対して課する保険料の賦課額は、第八条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 当該賦課額は、特定市町村居住被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、特定市町村居住被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

三五頁

二 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等（第九条ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等）に特定市町村所得割率を乗じて得た額とする。

三 前号の特定市町村所得割率は、給付費比率に、一から給付費比率を控除した率に六分の五を乗じて得た率を加えた率に所得割率を乗じて得た率を下回らないものとする。

四 第一号の被保険者均等割額は、給付費比率に、一から給付費比率を控除した率に六分の五を乗じて得た率を加えた率に第十条に定める基準により算定された被保険者均等割額を乗じて得た額を下回らないものとする。

五 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の第三号の特定市町村所得割率は、何とする。

六 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の第四号の被保険者均等割額は、何円とする。

七 第一号の賦課額は、五十万円を超えることができない。

【※3 本条については、広域連合によっては不要。】

三六頁

【※4 保険料の賦課の特例を定める期間を六年とする場合。四年とする場合は四分の二、二年とする場合は二分の一。】

【※5 保険料の賦課の特例を定める期間を六年とする場合。四年とする場合は四分の三。】

【別表第〇】

地域名	所得割率及び均等割額	
	所得割率	均等割額
〇〇地域	〇・〇〇〇〇	〇円
△△地域	△・△△△△	△円
××地域	×・××××	×円

目次

第一章 この市(区、町、村)が行う後期高齢者医療の事務

第二章 保険料

第三章 罰則

第一章 この市(区、町、村)が行う後期高齢者医療の事務

(この市(区、町、村)が行う後期高齢者医療の事務)

第一条 この市(区、町、村)が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び何県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(以下「何県広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第二章 保険料

(普通徴収に係る保険料の納期)

第二条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第一期 七月一日から同月三十一日まで

第二期 八月一日から同月三十一日まで

第三期 九月一日から同月三十日まで

第四期 十月一日から同月三十一日まで

第五期 十一月一日から同月三十日まで

第六期 十二月一日から同月三十一日まで

第七期 一月一日から同月三十一日まで

第八期 二月一日から同月二十八日まで(ただし、閏年は二十九日まで)

第九期 三月一日から同月三十一日まで

2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、市(区、町、村)長が別に定めることができる

。この場合において、市（区、町、村）長は、当該被保険者（及び連帯納付義務者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百八条第二項及び第三項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。）に対しその納期を通知しなければならない。（注）

（注） 連帯納付義務者の規定が必要なものは、連帯納付義務者に対して納入通知書により納付を求めるときであり、また、世帯主に係る連帯納付義務のみを運用する場合は、「連帯納付義務者」にかわり「被保険者の属する世帯の世帯主」と規定することも考えられる。

3 納期ごとの分割金額に百円未満の端数があるとき、又はその分割金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。（※暫定賦課を行う広域連合については、暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期を規定する。）

（保険料の督促手数料）

第三条 保険料の督促手数料は、督促状一通について、何円とする。

（延滞金）

第四条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が二千元以上（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）であるときは、当該金額につき年何パーセントの割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合には、この限りではない。

三頁

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

第三章 罰則

第五条 この市（区、町、村）は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第三十七条第二項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

第六条 この市（区、町、村）は、条例で、偽りその他不正の行為により保険料その他法第四章の規定による徴収金（この市（区、町、村）が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

四頁

第七条 前二条の過料の額は、状況により、この市(区、町、村)長が定める。

2 前二条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

標準システムに関するスケジュール等の変更について

標準システムに関するスケジュール等の変更

1 標準システム（ソフト）について

(1) 提供時期の変更

Ver 2（資格・賦課）を、9月10日から11月12日に変更

(2) 提供内容の追加、変更等

- ① 賦課業務サブシステム 暫定賦課の機能を Ver 2 で提供
- ② 給付業務サブシステム 提供時期を Ver 2 から Ver 3 に変更

2 システム仕様書について

(1) 提供時期の変更

- ① 第2.0版を、6月末から8月27日（予定）に変更
- ② 第3.0版を、10月上旬から10月中旬（予定）に変更

(2) 第2.0版（8月27日提供）の内容

- ① 業務サブシステム機能関連
 - ・ ヘルプデスク等への質問事項を踏まえた、不明確事項の補記、訂正
 - ・ 政省令案を踏まえた、機能、画面、帳票、インターフェース等における変更点、追加予定機能などの反映
- ② 方式関連
 - ・ システムの方式の明確化に伴う記載の追加
(標準システム使用権限、文書番号などの考え方)
- ③ その他
 - ・ 収納業務のインターフェースデータ設定時の注意事項を別添資料として追加
 - ・ Ver 3（1月10日提供）以降に提供予定の案件を標準スケジュール（モデル）に追加（被用者保険の被扶養者の保険料軽減に係る機能など）

国庫負担金等の交付等について

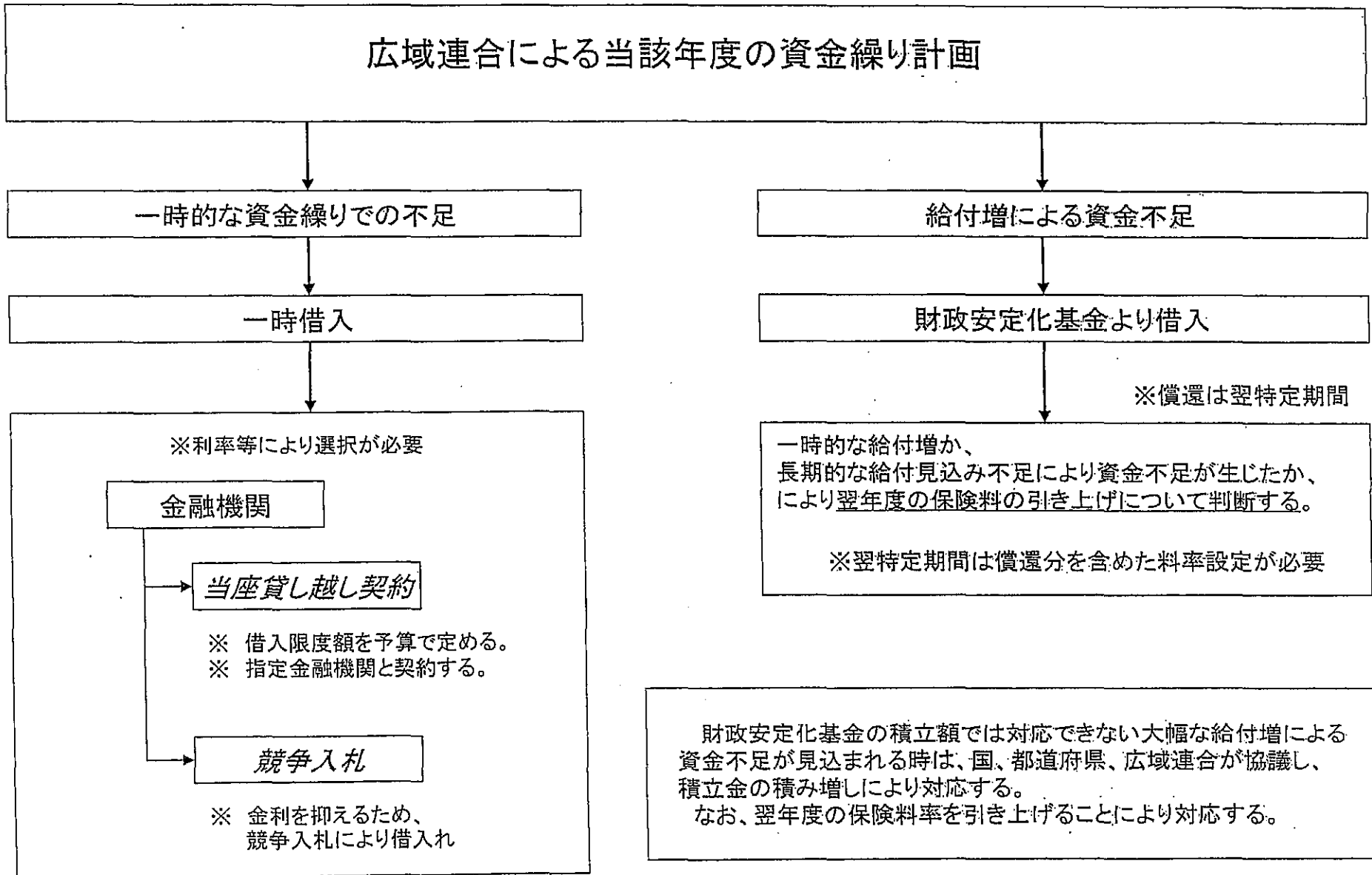
国庫負担金等の交付(送金)等の予定(案)

	国:定率負担	調整交付金 (普通調整交付金・特別調整交付金(原爆))	高額公費負担	支援金(支払基金からの送金)	保険基盤安定	保険料	
						普通徴収 (市町村からの送金)	特別徴収 (年金保険者から市町村への振込日)
11月							
12月							
20年1月							
2月							
3月							
4月							
5月	1日						10日:確認後速やかに送金
6月	//		15日	15日			
7月	//			//		月末締め後送金	//
8月	//			//		//	//
9月	//			//		//	//
10月	//	15日(普調:概算)	15日	//		//	//
11月	//			//		//	//
12月	//			//	中旬	//	//
21年1月	//	15日(特調:概算)		//		//	//
2月	//		15日	//		//	//
3月	//			//	中旬	//	//
4月	15日(現年度分)	1日(前年度分:普調・特調)		//			
5月	1日			//			//
6月	//		15日	//			
7月	//			//		月末締め後送金	//
8月	//			//		//	//
9月	//			//		//	//
10月	//	15日(普調:概算)	15日	//		//	//
11月	//			//		//	//
12月	//			//	中旬	//	//

(注)初回(平成20年4月診療分)の審査支払機関への支払は6月下旬に発生する。

	広域連合	国
19年9月	普通調整交付金見込額の算定 特別調整交付金見込額の算定 (国保における特調交付額等から算定) (保険料算定までに原爆等の特調見込額の調整)←	上旬:普通調整交付金見込額算定に必要な係数等 を通知 (原爆等の特調見込額の調整)→
10月		20年度の特別調整交付金対象経費の項目等を通知
11月		国庫負担金等に関する通知
12月	(その他の特調対象経費についての調整)←	(その他の特調対象経費についての調整)→
20年1月		
	国庫負担金等の交付申請に係る準備	
2月		
3月	20年度予算の決定	国庫負担金等交付要綱の通知
4月	当初交付申請書の送付(定率負担分) 当初交付申請書の送付(高額公費負担分)	当初交付申請に係る通知等 定率負担の年間交付額の決定 4月分の交付(21年度から)
5月		定率負担の交付(5月から翌年3月まで毎月1日) 高額公費負担の年間交付額の決定
6月	実績報告に係る準備、報告(21年度から)	高額公費負担の第1回交付 (10月に第2回交付、2月に第3回交付)
7月	支払基金への4月分の医療費通知(毎月15日) ※普通調整交付金算定(概算)のため被保険者数・所得額の報告	
8月		※普通調整交付金算定(概算)上の全国一人当たり所得額を通知
9月	※普通調整交付金の交付申請書の送付	
10月	※普通調整交付金算定の準備(給付費実績・所得分布の報告)	※普通調整交付金の年間交付額の決定(概算交付)
11月		変更申請に係る事務連絡 前年度の交付額確定に係る事務連絡(21年度から) ※普通調整交付金算定上必要となる所得割率等を通知
12月	※普通調整交付金算定上の賦課限度額控除後の所得額等の報告 ○特別調整交付金の交付申請書の送付	前年度分の定率負担等の確定通知書の発出
21年1月		※普通調整交付金算定上の全国一人当たり所得額を通知 ○特別調整交付金の年間交付額の決定(概算交付)
2月	※調整交付金の交付変更申請・実績報告	
3月	前年度の定率負担等の超過交付分の返還期限(確定通知日以降90日以内)	※調交算定上の全国一人当たり所得額の告示 ※調交算定上の補正係数等を通知 ※調整交付金額の決定・確定(4月1日に交付)

広域連合における給付費の支払資金が不足した場合(案)



前期高齢者財政調整・後期高齢者支援金の実務について

前期高齢者交付金（納付金）額等及び後期高齢者支援金額等
算定手順案の留意事項について

- 本算定手順案は、次年度予算の編成又は保険料率を算定するに当たっての、前期高齢者交付金（納付金）額及び後期高齢者支援金額等を見込むための資料であること。
- 試算を行う場合には、算定手順中の灰色の四角に前々年度の実績額を入れ、同じ番号の四角に同じ数字を入れながら、順番に計算していくこと。
- 平成20年度の試算を行う場合においては、算定手順中の灰色の四角に、平成18年度の各保険者の該当する額・人数を当てはめること。
- 政令・告示で定める額・率については、9月上旬に概算要求案に基づく、予算編成のための暫定の数字を情報提供する予定であること。
- 上記の情報提供される数字は、平成20年4月から平成21年2月までの11ヶ月分に相当する数字であること。
- 確定前期高齢者交付金（納付金）額（Ⅲ）及び確定後期高齢者支援金額（Ⅱ）については、今後、示す予定であること。
- 平成20年度、平成21年度を試算する場合においては、確定額、調整金額等（前期高齢者交付金（納付金）額等算定手順案ではⅢ・Ⅳ、後期高齢者支援金額等算定手順案ではⅡ・Ⅲ）を計算する必要はないこと。
- 省令案で定められている部分及び端数処理の方法については、現段階の案であり、今後、変更があり得ること。

前期高齢者交付金（納付金）額等算定手順案

N年度当該保険者 前期高齢者交付金 (納付金)額
円

(法第33、37条第1項)

=

I 又は II

N年度当該保険者 概算前期高齢者 交付金(納付金)額
円

(法第34、38条第1項)

-

N-2年度当該保険者 概算前期高齢者 交付金(納付金)額
円

III

N-2年度当該保険者 確定前期高齢者 交付金(納付金)額
円

(法第35、39条第1項)

+

IV

N年度当該保険者 前期高齢者交付 (納付)調整金額
円

(法第33、37条第2項)

+

V

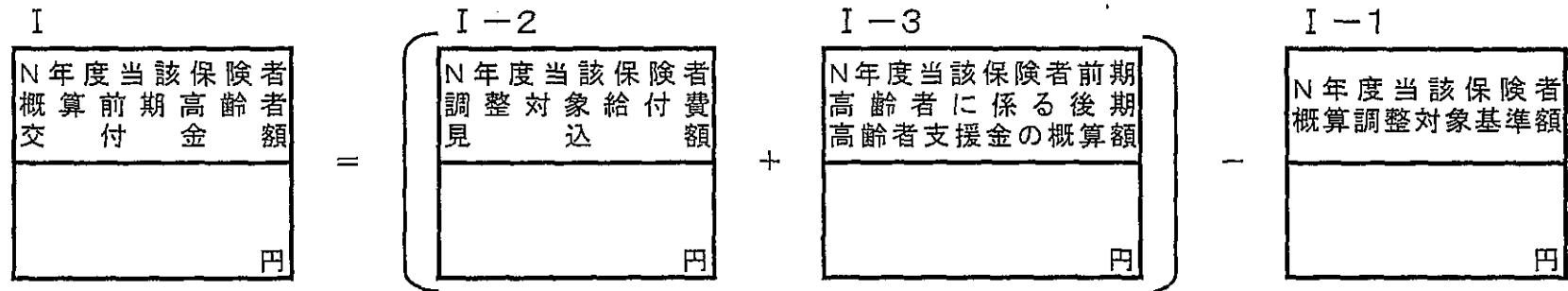
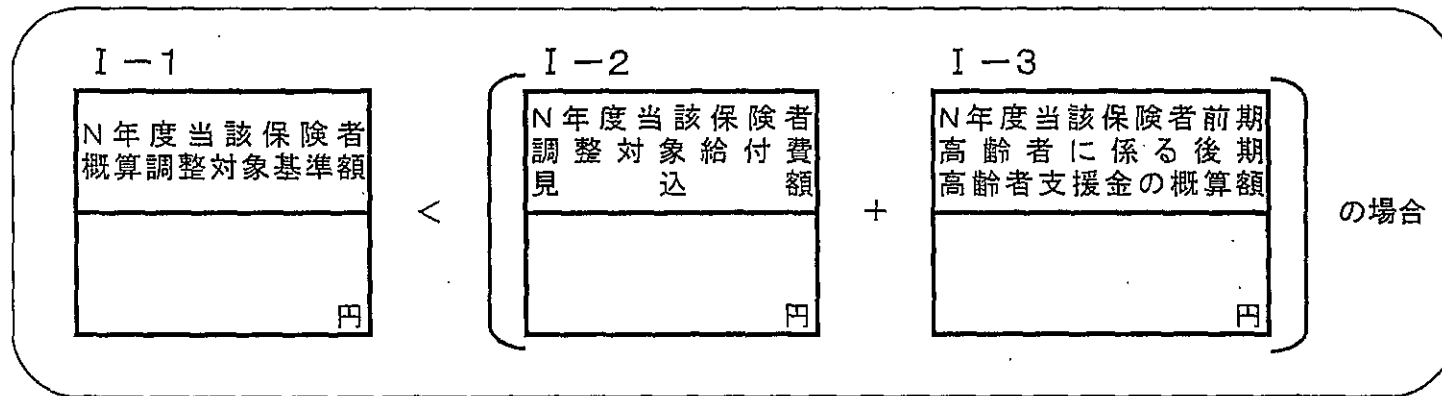
N年度前期高齢者 関係事務費拠出金額
円

(法第40条)

※ 法:高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

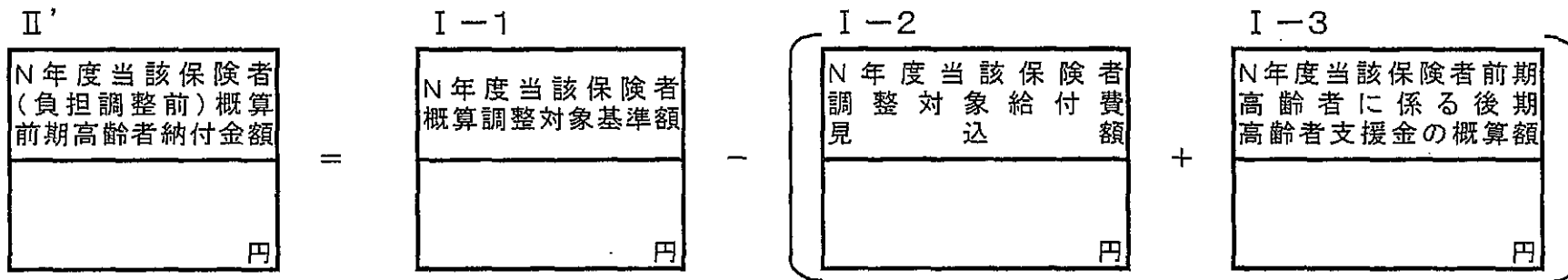
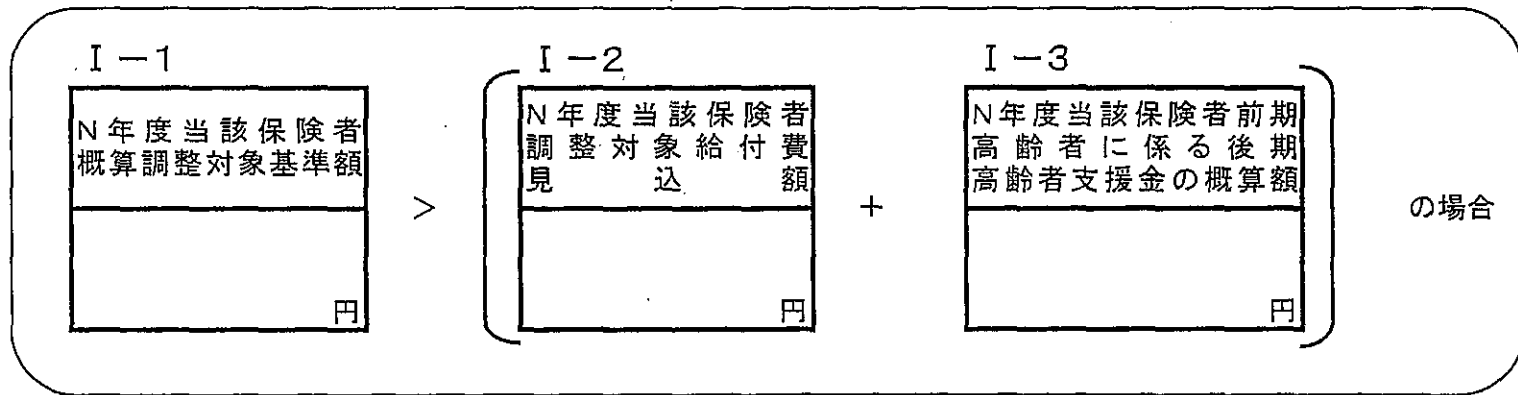
省令:高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令案

I 当該保険者 概算前期高齢者交付金額



(法第34条第1項)

II' 当該保険者（負担調整前）概算前期高齢者納付金額



(法第38条第2項)

I-1 当該保険者概算調整対象基準額

I-1

N年度当該保険者概算調整対象基準額
円

(法第34条第3項)

$$\left(\begin{array}{|l|} \hline \text{I-2} \\ \hline \text{N年度当該保険者調整対象給付見込額} \\ \hline \text{円} \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{I-3} \\ \hline \text{N年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \times \begin{array}{|l|} \hline \text{I-1-A} \\ \hline \text{N年度当該保険者概算加入者調整率} \\ \hline \end{array}$$

(1円未満の端数を切り捨て)

I-1-A

N年度当該保険者概算加入者調整率

(法第34条第4項)

(省令第9条第1項)

$$\left(\begin{array}{|l|} \hline \text{N年度全保険者平均前期高齢者加入率見込値} \\ \hline \text{告示で定める率} \\ \hline \text{(省令第10条第1項)} \end{array} \times \begin{array}{|l|} \hline \text{N年度概算補正係数} \\ \hline \text{告示で定める率} \\ \hline \text{(省令第9条第3項)} \end{array} \right) \times \begin{array}{|l|} \hline \text{I-1-B} \\ \hline \text{N年度当該保険者前期高齢者加入率見込値} \\ \hline \end{array}$$

(小数点以下5位未満を四捨五入)

(小数点以下5位未満を四捨五入)

I-1-B 当該保険者前期高齢者加入率見込値

I-1-B

N年度当該保険者
前期高齢者
加入率見込値

(省令第10条第2項)

=

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">N-2年度当該保険者 前期高齢者加入者数</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="padding: 5px;">N年度伸率</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="padding: 5px;">I-1-B-①</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="border-top: 1px solid black; height: 40px; text-align: center;">告示で定める率</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="border-top: 1px solid black; height: 40px; text-align: center;">N年度当該保険者 前期高齢者 加入者見込数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">(省令第8条第1項第1号)</td> <td></td> <td style="text-align: center; font-size: small;">(省令第8条第1項第2号)</td> <td></td> <td style="text-align: center; font-size: small;">(省令第8条第1項)</td> </tr> </table>	N-2年度当該保険者 前期高齢者加入者数		N年度伸率		I-1-B-①		×	告示で定める率	=	N年度当該保険者 前期高齢者 加入者見込数	人				人	(省令第8条第1項第1号)		(省令第8条第1項第2号)		(省令第8条第1項)	(1未満の端数を四捨五入)				
N-2年度当該保険者 前期高齢者加入者数		N年度伸率		I-1-B-①																					
	×	告示で定める率	=	N年度当該保険者 前期高齢者 加入者見込数																					
人				人																					
(省令第8条第1項第1号)		(省令第8条第1項第2号)		(省令第8条第1項)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">N-2年度当該 保険者加入者数</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="padding: 5px;">N年度伸率</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="padding: 5px;">I-1-B-②</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="border-top: 1px solid black; height: 40px; text-align: center;">告示で定める率</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="border-top: 1px solid black; height: 40px; text-align: center;">N年度当該保険者 加入者見込数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">(省令第19条第2項第1号)</td> <td></td> <td style="text-align: center; font-size: small;">(省令第19条第2項第2号)</td> <td></td> <td style="text-align: center; font-size: small;">(省令第19条第2項)</td> </tr> </table>	N-2年度当該 保険者加入者数		N年度伸率		I-1-B-②		×	告示で定める率	=	N年度当該保険者 加入者見込数	人				人	(省令第19条第2項第1号)		(省令第19条第2項第2号)		(省令第19条第2項)	(1未満の端数を四捨五入)				
N-2年度当該 保険者加入者数		N年度伸率		I-1-B-②																					
	×	告示で定める率	=	N年度当該保険者 加入者見込数																					
人				人																					
(省令第19条第2項第1号)		(省令第19条第2項第2号)		(省令第19条第2項)																					

(小数点以下8位未満を四捨五入)

※ 前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の納付金額が過大とならないよう、前期高齢者加入率に下限を設ける。(法第34条第4項)